

# 著作権相談員とは

## 1. 著作権相談員とは

日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)が実施する著作権相談員養成研修は、2009(平成21)年に開始され現在に至っている。この研修は、2002(平成14)年の著作権制度伝達研修会、2004(平成16)年の知的財産推進本部(現在の国際・企業経営業務部知的財産部門)設置などを萌芽としている。

著作権相談員養成研修は、日行連が定める実施要綱に基づき、効果測定を含めて日行連により実施される。日行連は合格者を著作権相談員として証明し、著作権相談員カードを発行する。

## 2. 著作権相談員名簿

日行連は、毎年実施される上記研修における効果測定の結果に基づき、著作権相談員名簿を更新している。著作権相談員名簿は、更新時に文化庁、(公社)著作権情報センター、(一財)ソフトウェア情報センターの3者に提供しており、2022(令和4)年度より、著作権相談員の積極的活躍を促すため、日行連公式ウェブサイトで公開している。

 日行連公式  
ウェブサイト



## 3. 「著作権相談員」の表記

「著作権相談員」の名称は、日行連が定め、実施する養成研修を履修し、効果測定に合格した者に付与されるものであることから、表記は「日本行政書士会連合会著作権相談員」、「著作権相談員(日本行政書士会連合会)」などとなる。(認定及び著作権相談員名簿作成権者は日行連。)

## 著作権政策・制度を知るための情報ツール

### 令和4年度著作権テキスト

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.htm>



### 裁定の手引き(令和3年度最新版)

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha\\_fumei/pdf/92929201\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/pdf/92929201_01.pdf)



### 裁定補償金額シミュレーションシステム

<https://www.bunka.go.jp/saiteisimulation/>



### 登録の手引き(令和3年1月改訂)

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/toroku\\_seido/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/toroku_seido/)



### 海賊版対策情報ポータルサイト

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/index.html>



### 中央教育審議会初等中等教育分科会

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/index.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/index.html)



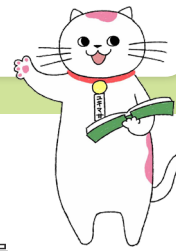
### 文化審議会著作権分科会

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/>



### 著作権教育マニュアル(2021年03月24日刊行)

(行政書士登録会員専用サイトにて公開中  
(一般の方は閲覧できません。))



日本行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

書名: 著作権相談員必携リーフレット  
発行: 2023年1月30日  
著作・発行者: 日本行政書士会連合会  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
虎ノ門タワーズオフィス10階



日本行政書士会  
公式キャラクター  
ユキマサくん

# 著作権 相談員

## 著作権普及啓発の担い手

### 著作権相談員必携リーフレット

日本行政書士会連合会

## 著作権に関する(法務手続・教育・普及啓発)のヒント集

**Q.** どうすれば著作権を取れますか。

**A.** 著作権は著作物(作品)を作った時点で自然に発生します。特許や実用新案と違い権利を取得するための登録はありません。  
(文化庁著作権課『登録の手引き』(以下『登録の手引き』)文化庁,2021,p.2)

**Q.** 文化庁に著作物が登録されれば、公的に認められたことになりませんか。

**A.** 著作権に関する登録の審査は、著作物の内容が高尚か低俗か、有益か無益かなどの審査を行うものではなく、登録の前提となる事実の有無を申請書等から形式的に審査するものです。文化庁は登録されている著作物の内容には関知していません。  
(『登録の手引き』文化庁,2021,p.4)

**Q.** 幼稚園のパート従業員が音楽大学出身のため、当園のテーマ曲の作曲をお願いすることを考えています。作曲は、この従業員の本務ではないのですが、どのような依頼方法がありますか。

**A.** 本務ではない仕事の依頼の場合、依頼の内容(納期、成果物の提供の方法(CD、楽譜等)、報酬の額等)を文書(契約書)にする方法があります。文書の書き方については、文化庁が提供している次のウェブサイトが便利です。

文化庁著作権契約書作成支援システム  
<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/c-template/>



**Q.** 学校図書館の書庫にあった貴重図書の劣化が進んでいたため、修復した上でデジタル化して無償でウェブ公開することを考えていますが、この図書の権利者の所在が分からず、利用の許諾がとれません。

**A.** 権利者の名前や所在等が不明の著作物を利用しようとする場合は、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することで適法に利用できる制度があります。文化庁に事前相談する前に、次の手引書をご覧ください。

文化庁著作権課  
『裁定の手引き』第9版,文化庁,2021

裁定申請書作成ガイド(2021年11月改訂新版)  
[https://jrrc.or.jp/orphanworks/about/saitei\\_guide2021/](https://jrrc.or.jp/orphanworks/about/saitei_guide2021/)



**Q.** 2017(平成29)年に告示された学習指導要領では、「…引用の仕方や出典の示し方…」などが盛り込まれましたが、具体的にどのようにすればよいか、分かりません。

**A.** 「引用」については著作権法第32条第1項が該当する条文ですが、たとえば、引用を行う「必然性」があることや、カギ括弧などにより引用部分が明確になっていることが必要です。「出典」は、「出所の明示」(著作権法第48条)のことで、引用した著作物を特定するための情報です。すなわち、著者名、書名、版(第〇版など)、出版者、出版年、引用したページなどです。(裁定申請書では、「著作物の題号」、「著作者名」、「著作物の種類及び内容又は体様」が著作物を特定するための情報に当たります。)

## 日本行政書士会連合会が協力している 国の著作権関係政策

### 1. 著作権者不明等の場合の裁定制度の改善

国は、著作権者不明等の場合の裁定制度(著作権法第67条)の利用円滑化を図るため、「著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業」を2016(平成28)年度から2019(令和元)年度まで実施し、実証事業初年度に「オーファンワークス実証事業実行委員会」(以下「オーファン委員会」)が発足した。オーファン委員会には、権利者団体のほか、日行連や日弁連が参加した。オーファン委員会は、2020(令和2)年度以降も実証事業を継続し、日行連も引き続き参画している。

なお、2016(平成28)年度から現在まで、日行連は裁定申請代理業務、「裁定申請書作成ガイド(※左記参照)」執筆、等を担当している。

### 2. 知財創造教育推進コンソーシアム

「知的財産推進計画2016」(2016(平成28)年5月9日、知的財産戦略本部(知的財産基本法第24条に基づき内閣に設置された機関。本部長は内閣総理大臣)制定)において、発達段階に応じた系統的な教育を実施することにより「国民一人ひとりが知財人材」となることを目指すという方向性が掲げられたことを受け、学校と地域社会との効果的な連携・協働を図りながら小中高等学校及び高等専門学校における「知財創造教育」(著作権教育を含む。)を推進していくことを目的として、2017(平成29)年1月27日に、「知財創造教育推進コンソーシアム」が設置された。日行連は、このコンソーシアムの委員として政府の知財創造教育の推進に協力している。



知的財産戦略本部

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>



知財創造教育  
(知的財産戦略本部)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tizaikyoku.html>